

れて往々見えたる趣に就て考るに後世の如く際やかなることこそ無かりつらめ、大方には

元よりも國々の堢限などもありはしけむを、此御世になほ又慥に定め賜ひしなり、此より先

ふたりには非す。○下略

〔日本書紀成務〕五年九月、令諸國以國郡立造長縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、則隔山河而分國縣。隨

阡陌以定邑里、因以東西爲日縱、南北爲日橫、山陽曰影面、山陰曰背面、是以百姓安居、天下無事焉。

〔新撰姓氏錄 摄津國皇別〕坂合部連

同大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂合部連。

〔日本書紀崇峻〕二年七月壬辰朔、遣近江臣滿於東山道使觀蝦夷國境、遣完人臣雁於東海道使觀東方濱海諸國境、遣阿倍臣於北陸道使觀越等諸國境。

〔日本書紀孝德〕十五大化二年八月癸酉、詔曰、○中今發遣國司并彼國造可以奉聞、○中宜觀國々壠堢、

○下略

〔日本書紀天武十九〕十二年十二月丙寅、遣諸王五位伊勢王、大錦下羽田公八國、小錦下多臣品治、小錦下中臣連大島并判官錄史、工匠者等巡行天下限分諸國之境堢、是年不堪限分、十三年十月辛巳、遣伊勢王等定諸國界。

〔大和事始天地〕分國定境

〔國數割分〕

いにしへ日本の國數、凡百四十四國ありしよし舊事記第十に見えたり、壤地褊小なるを以て、故に漸々に其國を并て總數を減じ或其國のあまりに大なるは逐世割分ものも又往々これあり、嵯峨天皇弘仁十三年、越前國を割て、加賀國を置給ひしより後、始て六十六州となる、林逸が節用集に文武天皇の御宇六十六ヶ國に分給ふとあるは誤也、日本紀にこの事なし、況又文武帝の後、國を分れしもの數國あるをや。